

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和 4 年度 第 6 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

高 梁 市 農 業 委 員 会



6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	内田弘樹	書記	藤代晋太郎	書記	新上正直
次長	中藤宏和	書記	太田典秀	書記	吉岡孝太郎
書記	三宅秀生	書記	川上久志		

7	本日の会議に付した議題とその結果
	議案番号 件 名 結 果
	第22号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件 許 可
	第23号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 許 可
	第24号 農地転用事業計画の変更承認申請について 2件 承 認
	第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件 許 可
	第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 3件 決 定
8	署 名 委 員
	5番 中 曾 浩 徳
	7番 吉 岡 孝
9	議 事 の 内 容
	令和4年度 第6回高梁市農業委員会総会会議録
	令和4年9月9日(金) 高梁市役所 3階大会議室

議 長	<p>本日の出席委員は、農業委員17名、推進委員7名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和4年度第6回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。5番中曾委員と7番吉岡委員を指名いたします。それでは、議事に入ります。「議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。16番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第22号16番朗読説明 －</p> <p>16番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑2筆2,047㎡です。譲受人の通作距離は、7.5km以内、耕作面積は882㎡、家族3人中耕作人は2人、対価は無償です。取得及び譲渡の理由が贈与となっているのは、両者は親族であり以前から譲受人が農地の管理を行っており、今回相続を機会として地元にいる譲受人に贈与するものです。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小見山委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>現地は一带がほとんど耕作されておらず荒れているが譲受人が近くの実家で暮らしております。実家の周りに882㎡ほど農地を持たれていて果樹、野菜等を作られております。譲受人が、この農地を耕作・管理してくれて再生されることを希望しています。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。16番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、16番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に17番について、事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第22号17番朗読説明 －</p> <p>17番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1,380㎡です。譲受人の通作距離は、30m以内、耕作面積は2,103㎡。家族2人中耕作人は1人、対価は無償です。譲受人につきましては、住所は京都市となっていますが、例年農業を行う3月から12月の間は、通院の関係で帰る以外は川面町で生活しており、既に耕作実績もあるため、通作距離は譲受人の実家からとしています。なお、譲渡人は兄であり、以前から譲受人が畑として耕作しており、この度所有権移転を行うものです。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>

西村委員	<p>申請地は5ページに示すとおり、大山祇神社の南にありまして、譲受人は京都に住所がありますが、実家が申請地の南にありまして、ほとんどそこで暮らしております。申請地は実家の裏の畑になりまして、作付けはされていないもののきれいに管理されているということを確認いたしました。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。17番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、17番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤次長	<p>次に7番について、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第22号18番朗読説明 －</p>
中藤次長	<p>18番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆288㎡です。譲受人の通作距離は、2.5km以内、耕作面積は8,325㎡。家族2人中耕作人は2人、対価は10a当り10万円です。これらことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>
江川委員	<p>申請地は譲受人が家を買われて、それに付随した農地です。農地についてですが作付けはされておりませんが、きれいに管理されており、何ら問題ないものと考えます。今後は譲受人がきれいに管理されることと思います。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。18番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、18番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤次長	<p>続きまして、「議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。4番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第23号4番朗読説明 －</p>
中藤次長	<p>4番は、転用者が、申請農地を農地改良のために一時転用する案件です。申請農地は、田1筆671㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。農地改良の内容は、現在道路から1メートル程度農地が下がっているため耕作しづらいことから、1.6メートル程度の盛り土を行い道路と高さを合わせることを目的となっています。この農地改良に要する一時転用の期間は10月1日から10月30日までの1ヵ月です。この案件につきましても、許可基準に沿って検討いたしました。信用については、過去に違反転用もなく、問題はありませぬ。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましても、該当ありません。行政庁</p>

<p>議 長 田角委員</p>	<p>の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、7ページ及び8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>本案件につきまして、目的は農地改良ということで、埋め戻しをした後に農地として使用するというで聞いております。農地改良を行う申請地の隣に宅地がありますが、農地改良により発生する段差についても、安全に配慮して工事をするということ把握しております。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長 中曾委員 田角委員</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>農地改良ということですが、申請地について現在ほどのように使用されているのですか。</p> <p>元々田であり、現在は耕作されていません。なお、隣は以前農地転用の許可をして住宅になったところですが、今回の申請農地は農地改良として出てきております。</p>
<p>中曾委員 小林委員 中藤次長</p>	<p>わかりました。</p> <p>一時転用となっているが、畑として一か月しか使わないというのはどうも腑に落ちない。</p> <p>盛り土の高さが1メートル未満のものは届出、1メートル以上のものは申請になります。1か月の一時転用期間というのは工事に掛かる期間であり、一時的に農地ではなくなるということで転用許可申請を出してもらおうものです。</p>
<p>小林委員 議 長</p>	<p>工事期間ということですね。わかりました。</p> <p>他に発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。4番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、4番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第24号 農地転用事業計画の変更承認申請について」を議題といたします。関連がありますので1番と2番について併せて事務局から説明をお願いします。</p> <p>－ 議案第24号1番及び2番、議案第25号11番及び12番一括朗読説明 －</p>
<p>中藤次長</p>	<p>2ページをご覧ください。この案件につきましては、平成31年3月11日付けで許可となっている案件です。変更内容は、一時転用期間の終期を令和4年8月31日から令和6年8月31日まで2年間延長するものです。変更理由は、岡山自動車道の工事量増加による工事期間の延長です。転用目的は、作業場、資材置場、休憩所及び駐車場で変更はなく、それ以外の部分についても変更はありません。なお、農振農用地における一時転用の期間は3年間を限度とすることが定められていますが、農業振興地域整備計画を定めている高梁市（農林課）に確認が取れば期間延長は可能という見解を中四国農政局からいただいております。文書で確認したところ延長に問題はないとの見解を得ています。地図は、9ページ及び10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 西村委員 中藤次長 土岐委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。</p> <p>当初の約2年にプラスして期間を2年延長するというのは、工事が遅れているということですか。</p> <p>工事量が増えている。工事内容が増えているということです。</p> <p>近所に住んでいるので回答いたします。トンネルは完成しているが山がずれている、想定外に山がずれていて、それを改良する</p>

<p>西村委員 議 長</p>	<p>ために期間が延びているということです。 わかりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。1番及び2番について承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
<p>中曾委員 中藤次長 中曾委員 中藤次長 土岐委員 中曾委員 議 長</p>	<p>挙手全員ですので、1番及び2番については承認とすることに決定しました。 続きまして、「議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、11番及び12番は先ほどの議案第24号の説明と重複しますので、説明を省略します。11番及び12番について何か発言はありますか。 一時転用期間が2年間延びたことで、その後の耕作には影響がないのですか。 対象農地については農振農用地に該当しておりますが、農林課に確認して問題ないことの見解をもらっています。 農振農用地についてはわかりましたが、農地所有者は期間が2年間も延びて大丈夫なのですか。 農地所有者が農地に復して、その後耕作されるまできちんとフォローする形になっておりますので問題ありません。 地元の農業委員として、その点については私も保証します。今までも必ず農地に戻している実績があります。 わかりました。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。11番及び12番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、11番及び12番については許可とすることに決定しました。 次に13番について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長          議 長 吉岡委員</p>	<p>－ 議案第25号13番朗読説明 － 13番については、転用者が、被設定人から申請農地に使用貸借権を設定し、一般住宅を建設するために転用するものです。申請農地は、田1筆393㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の賃借料は無償です。施設の概要としては、木造2階建73㎡と露天駐車場62㎡であり、建ぺい率は22%となっています。転用者が複数となっている点や転用者と被設定人の関係ですが、転用者と転用者の妻が共同で、妻の祖父の土地を借りて行う事業となっています。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、9月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、11ページから12ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 申請地の隣に田はあるのですが、現地を確認させていただいたところ、別段問題があるとは見受けられませんでした。何ら問題ないかと思えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。  （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。13番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  （挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、13番については許可とすることに決定しました。  次に14番について、事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第25号14番朗読説明 －</p> <p>14番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、進入路を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆19㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10a当りの価格は421万円です。施設の概要としては、進入路19㎡となっています。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、9月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、13ページから14ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>
伊達委員	<p>現地は道路と墓の間に位置する細い土地で、現在は何も耕作されておりませんでした。周囲への影響も何もないかと思えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。  （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。14番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  （挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、14番については許可とすることに決定しました。  次に15番について、事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第25号15番朗読説明 －</p> <p>15番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、墓地を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆20㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10a当りの価格は250万円です。施設の概要としては、墓地20㎡となっています。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が該当しますが、環境課に許可見込みであることを確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、9月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、15ページから16ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>
江川委員	<p>現地についてですが、今は田として耕作されており、周囲への影響もないものと考えます。何ら問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>

議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。        (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。15番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。        (挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、15番については許可とすることに決定しました。</p>
三宅書記	<p>続きまして、「議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から3番について一括で説明をお願いします。</p>
	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和4年9月20日、2、利用権の設定を受ける者は3名、3、利用権の設定をする者は4名、4、利用権の設定をする件数は3件、5、利用権設定面積は11,106㎡となっています。6で各筆明細です。</p>
議 長	<p>－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p>
江川委員	<p>事務局から説明がありましたが、1番から3番について発言をお願いします。        1番と2番について被設定人の住所は瀬戸内市となっており80kmほどあるが、60分以内、40km以下の基準を超えているが大丈夫なのか。</p>
三宅書記	<p>本案件は農地の所有権移転ではなく、利用権設定になるので距離の縛りはありません。</p>
中藤次長	<p>農地法の規定からも利用権設定に関しては距離の規定はありません。</p>
江川委員	<p>実際に80kmほどあっても耕作できるのでしょうか。</p>
三宅書記	<p>被設定人が瀬戸内市内において農地の所有権移転をするにあたって50a以上の農地を耕作していることが必要であり、出身地の高梁市内の知人の農地を1年間は頑張って耕作するという契約をされたものです。</p>
江川委員	<p>わかりました。</p>
中曾委員	<p>1年間というのは短いですね。</p>
中藤次長	<p>被設定人が住居地である瀬戸内市で農地を取得しようとした時に50aの耕作面積が必要になります。高梁市では特例として10aに引き下げているが瀬戸内市では通常の50aのままになっています。高梁でこれだけの農地を借りて耕作することで所有権移転するというものです。</p>
中曾委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他に発言はありますか。        (「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番から3番について一括で採決をとります。1番から3番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)        挙手全員ですので、1番から3番について決定しました。        以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第6回総会を閉会します。</p>

令和4年9月9日

会 長 土 岐 康 夫

5 番 中 曾 浩 徳

7 番 吉 岡 孝